

開山前夜祭 茅の輪くぐり

ふじよしだ 議会だより

第126号

<http://gikai.city.fujiyoshida.yamanashi.jp/>

平成26年8月1日 編集・発行 議会だより編集委員会
電話 (22) 0612 富士吉田市議会事務局

6月定例会

平成26年6月定例会は、6月11日に開会され、17日間の会期を終えて、27日に閉会しました。

この定例会では、富士吉田市税条例等の一部改正など専決処分報告4件、平成25年度一般会計予算継続費繰越計算書など報告5件をはじめ、富士吉田市税条例の一部改正、住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域内の住居表示の方法について、平成26年度富士吉田市一般会計補正予算第一号、（仮称）下吉田中央コミュニケーションセンター新築（建築主体）工事など工事請負契約の締結3件、富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合規約の変更及び富士吉田市監査委員の選任など人事案件3件、合計19件の市長提出議案をすべて承認、可決、同意しました。なお、議会選出の監査委員には渡辺忠義議員が選任されました。

また、任期満了に伴う議会運営委員会委員及び各常任委員会委員の選任、並びに、辞職に伴う恩賜林組合会議員及び広域行政事務組合議員の補欠選挙の選任が行われました。

なお、正副議長の選挙が行われ、第63代議長に渡辺利彦議員が、第61代副議長に羽田幸寿議員がそれぞれ選出されました。

また、市政に対する一般質問は7人の議員が行いました。

編集委員の交代がありました。

6月の定例会において、編集委員の交代がありました。市民の皆様に対し、開かれた議会、わかりやすい議会を目指し努力してまいりますので、よろしく願います。

《編集委員会》

●委員長 戸田 元 ●副委員長 宮下 正男
●委員 奥 脇 和 一 渡 辺 幸 寿 横 山 勇 志
佐 藤 秀 明

就任あいさつ



議長
渡辺 利彦



副議長
羽田 幸寿

市民の皆様には、平素より市政並びに市議会に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り、心より厚く御礼申し上げます。

先の6月定例会におきまして、議員各位のご推挙により、榮譽ある富士吉田市議会の議長並びに副議長の重責を担わせていただくこととなり、改めてその職責の重さに身の引き締まる思いであります。

これからの富士吉田市の発展とより良い市民生活の実現のため、公平・公正を心がけるとともに、円滑な議会運営に努めて参りたいと考えております。

さて、我が国の社会経済情勢は、安倍政権の下で放たれた三本の矢により、日本経済は回復基調にあると報じられておりますが、地方の中小企業・小規模事業者にはまだその効果を十分実感できていない状況にあります。

また、今後も少子高齢化、生産年齢人口の減少が大きく進んでいくと言われております。国も地方も未来を描く構想力や着実な政策を作る力、そして政策を実行する力が問われる時代になります。

私たち市議会といたしましても、これらの課題により一層の創意工夫と努力を積み重ね、市民の負託に応えるため、富士吉田市のさらなる発展のために執行機関とともに全力を尽くして参りたいと考えております。

市民の皆様のご信頼と期待に応えられる議会運営を目指して、万全を期して参る所存でありますので、今後とも一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。就任のあいさつといたします。

議会の構成変わる

定例会最終日の6月27日に、任期満了に伴う議会運営委員会委員及び各常任委員会委員の選任、並びに富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合議員及び富士五湖広域行政事務組合議会議員の補欠選挙が行われました。

【議会運営委員会】

●委員長 戸田 元 ●副委員長 宮下 正男
●委員 奥脇 和一 渡辺 幸寿 横山 勇志
佐藤 秀明

【総務経済委員会】

●委員長 渡辺 幸寿 ●副委員長 桑原 守雄
●委員 渡辺 嘉男 宮下 豊 渡辺 孝夫
宮下 正男 横山 勇志

【文教厚生委員会】

●委員長 及川 三郎 ●副委員長 奥脇 和一
●委員 渡辺 忠義 戸田 元 佐藤 秀明
前田 厚子 勝保 大紀

【建設水道委員会】

●委員長 小俣 光吉 ●副委員長 太田 利政
●委員 渡辺 利彦 勝保 米治 渡辺 貞治
羽田 幸寿

【富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合議員】

(補欠選挙)
渡辺 孝夫 (下吉田区域)

【富士五湖広域行政事務組合議会議員】

(補欠選挙)
渡辺 孝夫

【議会選出監査委員】

渡辺 忠義

表彰

先に開催されました全国市議会議長会、及び山梨県市議会議長会の各総会において、議員永年勤続(15年)一般表彰を渡辺忠義議員、渡辺孝夫議員、宮下正男議員、渡辺利彦議員、戸田元議員がそれぞれ表彰され、6月定例会初日の本会議前に、表彰状と記念品の伝達が行われました。



宮下正男議員



渡辺孝夫議員



渡辺忠義議員



戸田 元議員



渡辺利彦議員

●6月定例会 会期日程

日程	内容
6月11日	本会議 (開会) ○会期の決定 ○報告案件の承認等 ○議案の提出と説明 ○議案の委員会付託
19日	本会議 ○市政一般質問
20日	本会議 ○市政一般質問 総務経済委員会 ○付託議案等の審査
23日	文教厚生委員会 ○付託議案の審査
24日	本会議 ○各委員長からの報告 ○追加議案の提出と説明 ○各議案等の採決 ○議会運営委員会委員の選任 ○常任委員会委員の選任 ○恩賜林組合・広域行政事務組合 議会各議員の補欠選挙 ○正副議長の選挙
27日	(閉会)

委員会の審査から

□ 総務経済委員会

□ 文教厚生委員会

総務経済委員会

● 審査案件

議案第36号

富士吉田市税条例の一部改正について

議案第38号

平成26年度富士吉田市一般会計補正予算（第1号）

● 審査結果

本案は、「富士吉田市税条例」の一部改正でありまして、「地方税法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、法人市民税法人税割の税率の引き下げ等を行うため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の中で、市民生活に直結する各税額等、市民にわかりやすく周知する方法を考えて欲しいとの要望がありました。

本案は、平成26年度富士吉田市一般会計補正予算第1号でありまして、歳入歳出にそれぞれ1億2460万1千円を追加し、総額を216億6460万1千円とするものであります。

歳入では、前年度繰越金

7966万4千円、農林水産業費補助金4243万7千円等を増額するものであります。

歳出では、山梨県水田農業構造改革対策推進事業費5484万1千円、市道等維持管理事業費3300万円、財産管理事業費1388万9千円等を増額するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

文教厚生委員会

● 審査案件

議案第37号

住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域内の住居表示の方法について

● 審査結果

本案は、住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域内の住居表示の方法についてでありまして、今回、大明見地域について、「街区方式」の方法により住居表示を実施しようとするものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案審議

即決案件・報告案件の内容

【第3回定例会】

● 報告第1号

専決処分報告について
（富士吉田市税条例等の一部改正について）

【内容】

「地方税法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、耐震基準適合家屋に係る固定資産税の減額措置を講ずる等のため、所要の改正を行ったもの

● 報告第2号

専決処分報告について
（富士吉田市国民健康保険税条例の一部改正について）

【内容】

「地方税法施行令の一部を改正する政令」の施行に伴い、限度額の見直し及び保険税の減額判定基準を変更するため、所要の改正を行ったもの

● 報告第3号

専決処分報告について
（平成25年度富士吉田市一般会計補正予算第10号）

【内容】

歳入について、地方交付

税2億560万円、土木費国庫補助金1億8250万円を増額し、市債3億8810万円を減額したものの。

● 報告第4号

専決処分報告について
（平成25年度富士吉田市下水道事業特別会計補正予算第4号）

【内容】

歳入歳出からそれぞれ1億2030万円を減額し、総額を12億8567万7千円としたもの。

歳入では、市債9940万円、下水道費国庫補助金2090万円を減額したものの。
歳出では、下水道整備費6520万円、総務管理費5510万円を減額したものの。

● 報告第5号

平成25年度富士吉田市一般会計予算継続費繰越計算書について

【内容】

平成25年度から平成26年度の2か年継続事業として進めている「東富士1号線整備事業」外5件について、平成25年度の年割額のうち2億5726万6997円

を翌年度へ通次繰越したものの

●報告第6号

平成25年度富士吉田市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

【内容】

「財産管理事業」外21件9億1890万66円を翌年度へ繰越したものの。

●報告第7号

平成25年度富士吉田市一般会計予算事故繰越し繰越計算書について

【内容】

「庁舎建替事業」及び市営西丸尾団地建替事業」について、1億1963万4890円を翌年度へ繰越したものの

●報告第8号

平成25年度富士吉田市下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について

【内容】

公共下水道建設事業8714万円を翌年度へ繰越したものの

●報告第9号

平成25年度富士吉田市立病院事業会計予算繰越計算書について

【内容】

医療体制機能強化促進事業2398万9千円を翌年度へ繰越したものの

●議案第39号

工事請負契約の締結について（防衛関係事業（八条）（仮称）下吉田中央コミュニティセンター新築（建築主体）工事）

【内容】

契約金額3億7746万円、池上工務所・富士ハウス工業防衛関係事業（八条）（仮称）下吉田中央コミュニティセンター新築（建築主体）工事共同企業体と契約しようとするものである、工事内容は、鉄筋コンクリート造地上2階地下1階建てで、延床面積1545・93㎡。

●議案第40号

工事請負契約の締結について（防衛関係事業（八条）富士吉田市立歴史民俗博物館リニューアル（建築主体）

工事）

【内容】

契約金額3億2205万6千円で、加々見工務店・平山建設工業防衛関係事業（八条）富士吉田市立歴史民俗博物館リニューアル（建築主体）工事共同企業体と契約しようとするものである、工事内容は、増築工一式・改築工一式。

●議案第41号

工事請負契約の締結について（富士吉田市営西丸尾団地建設（建築主体）工事（第2期））

【内容】

契約金額2億3414万4千円で、三和建設株式会社と契約しようとするものであり、工事内容は、木造2階建て4棟で、延床面積1600・25㎡。

●議案第42号

富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合規約の変更について

【内容】

富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合規約の変更

更であり、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、当該組合に副組合長及び会計管理者を置くための規約を変更することに係る地方自治法第二八六条第一項の規定による協議について、同法第二九〇条の規定によるもの。

●議案第43号

富士吉田市監査委員の選任について

【内容】

委員の及川三郎氏の後任に、富士吉田市下吉田879番地、渡邊忠義氏を選任するもの。

●議案第44号

富士吉田市固定資産評価審査委員会委員の選任について

【内容】

委員の小泉玄策氏及び加藤卓見氏の後任に、富士吉田市大明見1761番地、宮下公明氏及び富士吉田市小明見1548番地、勝俣善明氏を選任するもの。

●議案第45号

人権擁護委員の推薦につ

いて

【内容】

富士吉田市小明見2016番地、舟久保真由巳氏を法務大臣に対し推薦するもの。

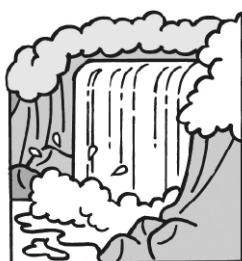
【第4回臨時会】

●議案第46号

富士吉田市農業委員会委員（選任による委員）の推薦について

【内容】

富士吉田市農業委員会委員の推薦を行うものであり、富士吉田市大明見28番地・宮下アサミ氏、富士吉田市新屋332番地・小俣俊子氏、富士吉田市下吉田5354番地・小野利壹氏、富士吉田市下吉田963番地・大川豊氏を推薦するもの。



●全文については、次期定例会（9月）より、市立図書館および市議会図書室にて閲覧できます。

市政一般質問

6月

渡辺 貞治 議員



国道139号金鳥居交差点北沿線地区の電線地中化事業並びにまちづくり事業について

●1回目の質問

昨年3月定例会の一般質問において、富士山の世界遺産登録を契機に富士吉田市をどうPRするか等について質問させていただいた。その際、中曽根地区においては、御師の町並みの北の玄関口として、町の魅力が向上し、人々の賑わいが創出されることが重要であるとの御答弁をいただき、地元に着る住民の一人として、大変ありがたく受け

止めるとともに、大きな期待をいたしたところである。

国道139号金鳥居交差点北沿線地区の電線地中化事業については、平成22年に地元商店及び自治会関係者等で構成する「国道139号沿線まちづくり検討会」が設置され、この地域の活性化に関する検討を重ね、電線の地中化と併せ商店街の再構築を推進することが合意され、要望書を作成し、平成23年1月に富士吉田市及び国道を管理する山梨県に対して要望書を提出したところである。

しかしながら、その直後に発生した「東日本大震災」により状況が一変してしまい、残念ながらこの動きは一時停止状態になってしまったと受け止めている。

このような中、昨年11月29日に第5回の検討会が開催された。私も地元関係者として参加させていただいたが、検討会の中で山梨県の担当者から、これまでの経緯・経過について、また、富士吉田市の担当者からは、平成24年度に見直し

が行われた都市計画マスタープランにおけるこの地域の位置づけや考え方について報告・説明を受けた。その上で、あらためてこの地区の電線の地中化と併せ商店街の再構築について、どのように進めていくかについて議論・検討がなされた。

山梨県の担当者からは、「拡幅整備により商店街がなくなるケースも多い。」などの事例も紹介されたが、地元関係者からは、「若い世代が頑張っている。」「世界遺産登録を契機に、新しい街並みを形成することにより、いい商店街になる。」などの意見もあり、地元の方々の熱意を感じたところである。結果、「国道139号金鳥居交差点北沿線地区の電線地中化事業並びにまちづくり事業について」の要望書（案）が採択された。この要望書は、富士吉田市長に提出されたと思うが、その後どのようになっているかお聞かせ願う。

また、現在、富士吉田市景観計画の策定作業が進んでいると聞いているが、現在の策定の状況をお聞かせいただくとともに、もし現段階において、この地域の景観に関する考え方・方向性がまとまっていたら、併せてお聞かせいただきたいと思う。

●1回目の市長答弁

要望書提出後の状況につ

いてであるが、昨年3月の一般質問において答弁申し上げたとおり、中曽根地区は、位置的にも上吉田の御師町と下吉田とを結ぶ重要な町として栄えてきた歴史的経緯のある地区であると認識している。

渡辺議員御発言のとおり、「国道139号沿線まちづくり地区検討会」より「電線類の地中化と国道拡幅」について、山梨県に対し強く働きかけること、また沿線地区のまちづくりについて市として主体的に取り組んでもらいたい旨を、去る平成25年12月25日に要望書にて御提出いただいたところである。

これまでも山梨県とは協議を続けてきたところであるが、この要望書の提出を受け、改めて、本年2月7日に山梨県に対し、本事業の早期実現について要望書を提出いただいた。

こうした経緯により、本年度、山梨県において当該地区沿線に係る予備設計調査を行う準備段階に進んでいるとの報告を受けている。無論、このことがすぐに事業実施に繋がるものでないことは十分に承知しているが、地元の皆様の継続的な働きかけにより、事業実現に向けて大きな一歩を踏み出したものと認識している。

引き続き、「国道139号沿線まちづくり地区検討会」等との意見交換を通し

て、事業主体となる山梨県に対しても積極的に働きかけることで、早期に実現できるように今後とも努力して参る。

次に、富士吉田市景観計画の策定作業についてであるが、昨年度に実施した景観基礎調査解析に基づき、今年度は景観計画案の策定準備を進めているところである。

本地区は、渡辺議員御発言のとおり、昨年度改訂した「富士吉田市都市計画マスタープラン」において、「広域商業拠点」に位置付けられており、また「都市計画法」上の用途指定においても「商業地域」として位置付けられている。

それらのことを踏まえ、「国道139号沿線まちづくり地区検討会」等の御意見も取り入れる中で、景観計画における中曽根地区の位置付けを検討して参る。

●2回目の質問

堀内市長には、この地区を上吉田の御師町と下吉田を結ぶ重要な町として栄えた歴史的経緯のある地区であることを御認識していただいております。私の認識と同様であることに大変安堵いたしました。

また先程、山梨県に対し継続的に協議を続けていること、改めて、山梨県へ要望書を提出し、早期実現を要望いただいている旨の御

答弁をいただいた。堀内市長の指導力、行動力に、心より敬意と感謝を申し上げるとともに、引き続き、同地区の整備に関して、御尽力を賜りますようお願い申し上げます。併せて、地域といたしても、協力して取り組みなければならぬと強く感じたところである。

また、景観計画策定の作業も順調に進んでおり、国道139号沿線まちづくり地区検討会」等の意見を取り入れる中で、景観計画における中曽根地区の位置付けを検討するとの御答弁をいただいた。

私は以前から（仮称）新倉トンネルが開通すると、車の流れが大きく変わり、北口本宮富士浅間神社へいたる参道への玄関口の印象が、現在の金鳥居交差点から中曽根交差点に移ると考えている。その意味においては、今回の国道139号金鳥居交差点北沿線地区の電線地中化事業及びまちづくり事業は、機を得た重要な事業だと考えている。

そこで質問だが、電線の地中化及び道路の拡幅に関しては、山梨県が主体となり実施されることになるが、沿線住民の役割や富士吉田市の施策はどのようにお考えか、現時点での御見解について可能な範囲でお聞かせ願う。併せて、御答弁いただいた「国道139号沿

線まちづくり検討会」等との意見交換をどのように進めていくのかをお聞かせ願う。

また、新たに整備される町の入口を表す標(しるし)として、富士みちの歴史を解説する解説板や石標のようなものを中曽根交差点設置してはどうか。

さらに、現在の金鳥居周辺には、一般の方が気軽に利用できる駐車場が無いため、御師の宿坊の街や周辺商店を歩いて散策できる環境が残念ながら無い。富士山観光の拠点として、多くの人々が訪れるための駐車場の整備を、計画段階から検討する必要があるのではないかと。

そしてもう一点、現在の金鳥居の注連縄は、平成13年に付け替えがされた後、そのままになっている。

富士山が世界遺産に登録され、富士吉田市が国の内外に注目を集める中、多くの人々の協力を得る中で定期的に付け替えてはどうか。この考え方に対して、堀内市長の御見解をお聞かせ願う。

●2回目の市長答弁

まず、国道139号金鳥居交差点北沿線地区の電線地中化事業並びにまちづくり事業については、事業主体となる山梨県から「まちづくりに対する沿線住民の熟度」と「まちづくりの方

針に対する合意形成」が強く求められている。

これを受けて先般、「国道139号沿線まちづくり地区検討会」に対して「沿線住民のまちづくりへの熟度と合意形成」に向けた具体的な議論を進めることを目的に、当該地区で商業活動に従事しておられる若手を中心とした作業部会の設置を提案させていただいたところである。現在は、構成メンバーの選出もほぼ終了し、作業部会立ち上げの最終段階にある旨の報告を受けている。

本市としては、このまちづくり事業について、この作業部会が中心となって活動を行っていくものと期待しており、正式に組織されたなら各種情報提供や意見交換会等に対して、支援していく所存である。

また、渡辺議員御提案の富士みちの解説板や石標、駐車場の整備等については、今後、作業部会において検討され、事業計画に反映されるものと考えている。

次に、金鳥居の注連縄の付け替えについてであるが、これまで富士吉田観光協会や金鳥居の関係者が協力しながら数年に一度、付け替えを行っていたが、渡辺議員御発言のとおり、平成13年に実施されて以降、付け替え作業が行われていないものと認識している。

注連縄の定期的な付け替

えについては、富士山が世界遺産に登録され、金鳥居をはじめ御師の町並みも注目を集めているので、実現に向けて、これまでのように地元の皆様や関係者に御協力をいただき、前向きに支援して参りたいと考えている。

いずれにしても、当該地区に対し、積極的に支援を行っていくことが、渡辺議員も期待する「富士山観光の拠点として、御師の町並みの北の玄関口として魅力が向上し、人々の賑わいが創出される町」づくりの推進に繋がるものと考えている。

浅間坊の土地建物の活用について

●1回目の質問

過日、私の知人から浅間坊の土地建物が市に寄贈される旨の情報を聞いた。

私は、国の重要無形文化財である「吉田の火祭り」において、神輿の担ぎ手である勢子を長年務めてまいった。かつて浅間坊は、火祭り・すすき祭りを勢子たちが集い、直らいの場所として勢子たちの労をねぎらう姿が目に見えていた。

浅間坊は、現在富士吉田市が観光施策として進めている「御師の宿坊の街」の中にある。そして、この街は約450年前の室町時代

に現在の場所に形成された。また、浅間坊より北側は、江戸時代に地割された新しい御師の街になる。当時の浅間坊の場所には大きな石積みがあり、富士山の聖域の入り口であったと聞いている。

御師は、現在、国指定の重要文化財として多くの観光客が訪れる旧外川家住宅のような「本御師」と新興の「町御師」により構成され、その中で、浅間坊は現存する貴重なタツミチを持たない「町御師」として伝承されており、表通りに面して豪壮な「薬医門」を建造することによって、一般の町家との違いを際立たせてきたものであり、江戸時代に富士講の講者の方々がお金を出し、江戸の職人により築かれた貴重な門であると聞いている。

そこで質問だが、浅間坊の寄贈について、現在どのような状況かお聞かせ願う。

●1回目の市長答弁
渡辺議員御発言のとおり、市内上吉田地区は室町時代に御師を中心とした集落を形成し、最盛期の江戸末期には86軒の御師が軒を連ねる御師町として発展してきた。御師には主屋までのタツミチを有する本御師と道に面して主屋がある新興の町御師があるが、その中で、浅間坊は江戸時代から変わらず、現在の場所に位置し

ている歴史ある町御師である。

浅間坊の寄贈については、現在、所有者の相続人全体的方が、本市への寄贈に前向きな考えをお持ちであり、来年度の早い時期に本市へ寄贈するため、相続手続きを進めていただいている。

なお、国道に面して建つ表門である薬医門については、歴史的、文化的な価値を見極めた上で、本市の文化財に指定し、保存していくことを検討している。

●2回目の質問

浅間坊については、私ばかりではなく多くの勢子が同様にも思っており、また心配していたので、所有者及び相続人の方々が寄贈に関して前向きであること、来年度の早い時期に本市への寄贈を行うための諸手続きが進められていること、薬医門を文化財指定し、保存していく方向で検討していただいていることを、堀内市長から御答弁をいただき、非常にうれしく感じるところである。

一方で、私は、富士山が世界文化遺産に登録され、富士信仰とともに富士吉田市が、国内外に注目されている今だからこそ、できるだけ早期に「薬医門」の修復を行い、さらに、建築物を当時の風情に改修するこ

とにより、本御師の旧外川家と町御師の浅間坊を一体として、本市の地域振興に役立てることは非常に有効であると思う。

また、私が1回目の質問の際に申し上げたとおり、神輿の担ぎ手である勢子たちが集い、直らいの場所として勢子たちの労をねぎらう場所であったことから、市内外の多くの人々が集い交流できる空間の整備をしようかと考える。

そこで質問だが、浅間坊の公有化、薬医門の文化財指定等の寄贈が整った場合、現時点でどのような活用をお考えかお聞かせ願う。

●2回目の市長答弁

浅間坊の利活用についてであるが、浅間坊は旧外川家住宅の西側に位置し、旧外川家住宅と一体的に整備することにより、上吉田の御師まち整備の拠点となり得るものと考えている。

そこで、薬医門を含めた浅間坊の歴史的、文化的価値を明らかにして、この価値を積極的に活用していく中で、地域振興、文化高揚に役立てることにより、渡辺議員御提案の「市内外の多くの人々が集い交流できる空間」の整備につながるものと考えているので、今後においても、早期に寄贈を受けられるよう積極的に取り組んで参る。

●全文については、次期定例会（9月）より、市立図書館および市議会図書室にて閲覧できます。

市政一般質問 6月

横山 勇志 議員



除雪対策について

●1回目の質問

本年2月の記録的な大雪の除雪対策の検証と将来への備えとして質問する。

私が聞いた声で多かった事例を申しあげると、「2月14日未明からの160cmの大雪について、富士吉田市の除雪対応は素晴らしかった」という声である。私は、除雪にあたった職員並びに関連業者、および住民総出の雪かきをしていたいた人たちに感謝を申し上げたいと思う。

一方で、一週間前に降った大雪の対応には多くの苦情が寄せられた。そこで2

月の大雪の総括として、2月8日と14日の市の対応、また、今後の雪害への取り組みについて市長のご意見を伺いたい。

続いて、本市の現在の除雪対応は、市道683路線の内、315路線160kmである。この選定基準は4m以上の道路で、その道路の両端が公道に接続している路線となっており、これに該当する道路の除雪は市への登録を行っている土木業者53社の内、重機を所有するが所有していないかに分かれ道路と歩道を担当している。私は、平常時の除雪対策に対してこの基準は一定の評価をするが、これから、突発的な大雪の除雪対策が今以上に必要だと考える。除雪認定道路以外の生活道路や通学路などきめ細かい配慮が必要であるが、市長の考えをお伺いする。

また、排雪場所の確保をどのように担保するのか、県施設の利用など県に働きかけるべきだと思うが市長の考えをお伺いする。

●1回目の市長答弁

本年2月8日の降雪は、65cmを記録し、市民生活に深刻な影響を及ぼした。

また、14日から降り始めた雪は、市民がかつて経験した事のない豪雪となり、都市機能が完全に麻痺することとなり、急遽、幹線道路への集中除雪に切り替え対応した。

15日午前9時20分に災害対策本部を設置。指示系統の確認。帰宅困難者のための避難所の対応を図った。加えて、電話対応班を新設し、24時間体制で対応した。

市民の方から、874件の電話があり、知りたい情報を、CATV富士五湖を通して1日7回放映し、現在の状況と今後の予定などお伝えした。

また、「市民が一丸となった雪かき」を実施した結果、生活道路や通学路の交通環境が格段に改善することができた。

今後は、除雪対応マニュアルの再検証及び初動体制の確立並びに市有の重機の配備などを行っていく。

除雪認定道路以外の市道の生活道路や通学路などについては、除雪能力に限りがあるが、市民の皆様の自助、共助により除雪していただくことになるが、少しでも早く通学路を確保するため、小中学校に小型除雪機11台を新たに配備し、除

雪能力の向上を図っていく。

次に、除雪対策の拡充についてであるが、本年度にホイールローダー3台、ミニホイールローダー3台の重機を新たに配備し、機動的な除雪体制の確保に努める。

また、長野県信濃町からの除雪支援は非常に効果的であったことから、今年の冬までには同町と応援協定を締結し、除雪対策の拡充に努めていく。

次に、排雪問題については、今回、市内4つの小中学校のグラウンド等を排雪場として活用した。

しかしながら、児童生徒等の利用に支障をきたしたことから、今後、市有地及び民間の遊休地の利用、さらには横山議員御発言のとおり、県施設等についても積極的に働きかけていく。

●2回目の質問

今回の大雪で評価すべき市の対応がいくつかある。

素早く災害対策本部の設置。市民からの24時間対応だ。

また、市民一丸となった除雪行動があり、除雪指定業者以外の他業種の業者に要請を行い、除雪作業が実施された。このことは私が、

過去再三発言していることで、2月14日の臨時協議会の席上でも、「今回の雪は他業種の人たちにも除雪に参加してもらうべき」と私の発言に対して「他の組

合は重機等が無いので厳しい」との返答であったが、結果は、市長号令のもと整然と業種を超えて除雪作業は進んだ。

私は、以上のことが的確に行われた結果、2月14日以降の除雪対策が評価されたのだと考える。

そこでまず、除雪対応マニュアルの一環として、私は「除雪対策マップ」の作成を提案する。このマップは積雪に応じた各地区の対策や対応、または通学路の状況ならびに道路除雪の優先順位や関係機関の連絡先、除雪機等の配備状況などが行政、住民、除雪業者の各立場から一目で分かる様にしたものであるが、「除雪対策マップ」についての見解を市長にお伺いする。

次に、除雪認定道路以外の除雪と除雪機の拡充についてであるが、自治会に除雪認定道路以外の除雪の一部を担っていただくことで、市全体が有機的に連携して除雪にあたるのが望ましいと考える。つまり、重機や除雪機等を各自治会に計画配備し、市民の共助で運用していただけたらと思うが市長の考えをお伺いする。

また、今回の大雪のような緊急時には土木業者以外の重機所有者や他業種への除雪要請、さらには各自治会への協力要請などを積極的に進めたいと考えている。

市長のご意見を伺いたい。

●2回目の市長答弁

まず、除雪対策マップの作成については、市民の皆様への情報提供の重要性の観点から、横山議員と認識を同じにするものである。

したがって、横山議員御提案の除雪対策マップの機能、より効果的に実現する方法として、CATV富士五湖によるデータ放送を用いて除雪状況や交通状況等を発信し、知りたい情報をリアルタイムに発信していく。

次に、除雪機等の各自治会への計画配備であるが、共助の強化という点で、効果が期待できると考えているが、一方で自治会内の除雪箇所の優先順位決定、除雪機の保管方法等の課題も生ずることが想定されるので、今後は、自治会の皆様の御意見や本市の財政状況等を勘案する中で検討していく。

次に、緊急時の土木業者以外の重機所有者や他業種への除雪要請等については、横山議員御発言のとおり、緊急時には、関係機関に対して、積極的に除雪支援を要請し、市民の皆様及び各自治会に対しても、一致団結して行う共助の活動について協力要請していきたいと考えている。

●3回目の質問

市長答弁を精査したが、私の意図する肝心な部分に

全く触れていない。除雪認定道路以外では、近所総出で延々と雪かきを行うのである。

私が問題にしたいのは、緊急時以外の50cm前後の積雪時にも、現在の除雪認定道路以外の4mに満たない主要道路に公助として、市はどのような手を差し伸べるのか、市長の考えをお伺いする。

また、市長答弁の「緊急時の情報発信」も大切であるが、その情報は平時から共有してこそ意味を持つが市長の考えを伺いたい。

●3回目の市長答弁

まず、除雪対策についてであるが、市街地を中心に一部見直しが必要な路線については、順次除雪対象路線に加えていく。

また、大雪の際には、除雪対象路線以外の路線についても、適宜除雪作業を実施していく。

次に、平常時の情報発信についてであるが、除雪機の配備状況及び除雪道路マップなど、市民の皆様が知りたい情報を的確に発信していく。

道路行政について

●1回目の質問

私は、過去の一般質問でも触れた通り、道の駅エリ

アまたは、博物館エリアの面としての充実ならびに当該地域と東富士五湖道路を繋ぐ接続道路が重要な鍵となる」と発言してきた。

国道138号の拡幅計画が進んでいるようだが、市長に進捗状況と本案件について再度考えをお伺いする。

また、平成24年3月の定例議会一般質問の中で「道の駅エリアと博物館エリアが国道138号の拡幅で分断されてしまい、面として利便性が悪くなるので当該エリア間を繋ぐ地下道の設置について」の質問に、市長は「国道138号の拡幅整備に合わせ、その可能性を含めて検討するとともに、計画段階から国に対して要望していきたい」と答弁されている。こちらの要望も国に対して行ったのか、合わせて市長にお伺いする。

さらに、現在の国道138号を走行し、私がいつも疑問に思うことがある。それは、市立病院への案内版もしくは標識が国道138号に無いということだ。市立病院は本市のみならず、周辺市町村にとっても重要な拠点病院である。私は国道138号の拡幅に伴い、市立病院へのアクセスの容易さも念頭に置くべきだと考えるが市長の考えをお伺いする。

続いて、道路の防犯面から質問する。私も、小学校に通う娘の

親として、昨今の社会情勢を鑑みると「本市でも、いつ幼い児童が巻き込まれるような事件がおきるのか分からない」という思いが自然とわき起こってくる。

私は、せめて本市通学路には、防犯カメラの設置が最低限必須だと思う。犯罪の抑止力・警察への協力などの観点から防犯カメラ設置を望む保護者の声もある中、市長のご意見をお伺いする。

●1回目の市長答弁

東富士五湖道路に、パークエリア、スマートインターチェンジを併設することにより、リフレぶじよしだ、国道138号及び市道東富士1号線への連結が可能となり、南の玄関口としての機能が向上するものと考え。

今後においても、「国道138号新屋拡幅」の事業進捗も勘案する中で、関係機関と連携を図り当該地域の利活用について、積極的に働きかけを行っていく。

次に、道の駅エリアと博物館エリアを繋ぐ地下道の整備についてであるが、国土交通省と協議を進め、本市の考え方を集約し国に要望していく。

単にエリアを結ぶだけでなく、富士山の眺望を最大限生かし各エリアへのアプローチができるように検討を重ねているところであ

る。

次に、国道138号拡幅に伴う市立病院へのアクセスについてであるが、市立病院は、周辺市町村にとっても重要な拠点病院であるので、拡幅整備後は容易に市立病院へ誘導できる道路整備を行っていく。

次に、通学路への防犯カメラの設置についてであるが、横山議員御発言のとおり、安全で安心して暮らせるまちの実現に大きな役割を果たすものであると認識している。

しかしながら、その有用性とプライバシーの保護の調和を図りながら慎重に進めていく必要がある。さらには、通学路への防犯カメラの設置となると、市内一円、広範囲にわたっており、防犯カメラの設置場所の特定、設置数等の課題もあり、先進地事例なども参考にしながら、警察署、学校関係者等と協議し、検討を重ねていきたいと考えている。

●2回目の質問

私は、当該エリアを有機的な面として結びつけなければ、その魅力を生かしきれないと思います。

市長答弁にあるように、「富士山の眺望を最大限生かしながら、各エリアへのアプローチができる」案は私も大変素晴らしいと思う。

そこで、市長の中に具体的な構想があるのなら、更

に詳細をお伺いしたい。

次に、国道138号の拡幅に伴う市立病院へのアクセスだが、具体的に国道138号と市立病院正面を繋ぐあらや城山東線の整備・誘導がその利便性から最も適していると思うが、市長のご意見を伺う。

また、国道138号の周辺道路の整備に関して、上宿交差点から山の神に向かう市道諏訪内1号線の整備、国道138号と昭和通りが交わる新屋交差点が挙げられるが、それらについて市長の考えを伺いたい。

続いて、通学路等の防犯カメラ設置についてであるが、先進地事例研究等を積極的に行って、子どもたちの安心・安全や、防犯対策のための施策を要望するが市長の考えを再度お伺いする。

●2回目の市長答弁

道の駅エリアと博物館エリアの高低差が最大約20mあり、エリアを繋ぐ地下道の整備は、利便性を考慮しても現実的ではないと考えている。そこで発想を転換して、このエリア最大の利点である富士山の眺望を最大限活かすことによって、アプローチそのものを観光の資源として整備できないか検討している。

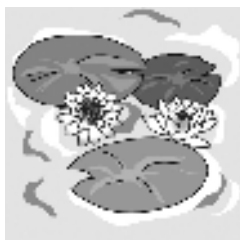
次に、国道138号の拡幅に伴う市立病院へのアクセスについてであるが、横

山議員の御意見も踏まえ、各種提言や意見を尊重する中で、市立病院へアクセスし易い道路整備を行っていく。

国道138号拡幅に伴う周辺地域まちづくりについては、現在、検討委員会や地域住民の意見交換会等で貴重な意見を受けている。

上宿交差点から市道諏訪内1号線については、国道138号拡幅に合わせて整備方針の検討を重ねていく。さらに、新屋交差点から市道新屋城山東線への接続については、昭和通り線測量設計業務を進めており、道路整備の実現に向けて最大限の努力をしていく。

次に、通学路への防犯カメラの設置についてであるが、子供たちの安心・安全を確保するため、防犯カメラの有用性が生かされている先進地研修等を実施する中で、議会に報告していきたいと考えている。



●全文については、次期定例会（9月）より、市立図書館および市議会図書室にて閲覧できます。

市政一般質問

6月

宮下 豊 議員



雪害対策について

●1回目の質問

本年2月14日未明より翌15日昼過ぎまで降り続いた雪は、河口湖測候所によると14.3cmというかつて経験した事の無い大雪になった。

そこで伺いますが、山梨県及び警察関係等と連携した対応をも踏まえ14日、15日、16日の3日間の初期除雪対応を具体的にお願いします。

また、今回除雪関係費として6億4400万円を補正予算計上したが、当初予算の除雪関係費を含めどのように執行されたのか具体的にお願いします。

最後に、今回の大雪にて、建物の損壊等の雪害が発生したが、発生並びに対応状況を具体的にお願いします。

●1回目の市長答弁

2月14日については、午前9時より通常の除雪路線の除雪を行った。

午前10時に山梨県に対して陸上自衛隊の災害派遣要請を行い、あわせて排雪場所の協議を山梨県と、交通規制の協議を富士吉田警察署と行った。

翌日の15日については、緊急輸送路の交通確保を優先する為、午前3時に除雪方法を幹線道路の集中除雪に変更した。

同日午前9時20分に富士吉田市災害対策本部を設置し、今後の指示系統の確認を行い、国道及び県道に繋がる道路である広域緊急道路を最優先に除雪すること、コミュニティセンター及び地区会館を避難所として開設することなどの指示を出し、近隣に在住する職員を除雪に当らせるなどの対応を図った。

加えて、市民の方からの問合せなどに迅速に対応するため、電話対応班を新設し、24時間体制で対応して参った。

また、山梨県の災害派遣要請により、現地連絡員として陸上自衛隊員2名が災害対策本部に常駐し、連携体制を図った。

除雪については、午後3

時には通常の除雪路線の作業に戻した。

3日目の16日については、除雪作業を継続する中、不動湯温泉で孤立していた客4名を陸上自衛隊のヘリコプターが救助し、ハイランドリゾートホテルに移送するなどの支援をいただいた。

次に、除雪関係費については、概算となるが、除雪、排雪に係る費用が2億4千万円、グラウンド整備に係る費用が1億4千万円、除雪に起因した補修費用等が4千万円になり、この冬の除雪に係る費用は、総額4億2千万円になる。そのうち、国庫補助として1億8200万円余り、特別交付税として1億円余りが措置されている。

次に、建物の損壊等の発生並びに対応状況についてであるが、一般建物については、全壊32棟、半壊5棟、一部損壊38棟、合計で75棟に被害があった。

また、農業施設については、ビニールハウスの全壊46棟、ガラス温室の全壊2棟、ガラス温室の一部損壊14棟、家畜舎屋根一部損壊2棟、合計64棟に被害があった。

これらに対する本市の対応としては、一般建物については、全壊又は半壊した住宅並びに全壊した事務所及び工場の所有者に対し、災害見舞金を交付した。

また、被害を受けた農業経営者については、農業施設の解体撤去や農業経営の再建の相談を受けるなど、農業経営の維持を図るための支援を行うとともに、これらの費用に係る補正予算案を本定例会に上程させていただいたところである。

●2回目の質問

平成10年1月14日から15日にかけて本市は、当時100年に一度と言われた、未曾有の大雪に見舞われた。河口湖測候所の発表では、89cmの積雪との事であり、除雪に際し、小学校及び鐘山グラウンドに一時仮置場として排雪された。この大雪災害に対する検証の中で、仮置場としてではなく、排雪場として日頃より県有地、市有地、あるいは、民有地の活用を図る必要性並びに除雪時を含め初期除雪作業の重要性が強く指摘され大変な教訓となった。今回その様にその教訓を生かし今後の除雪等の対応策をお考えなのか併せてお示し願う。

また、3月議会に補正予算計上された除雪関係費6億2400万円、当初予算の除雪関係費は5千万円であり、総額6億7400万円の予算に対して、概算で4億2千万円の執行となると、概ね2億5400万円の不用額が発生すると考えられるが、補正予算計上の際、余りにも積算数値が甘かったと考えられるが、市長のご見解をお伺いする。

併せて今回、国より2億8200万円の交付措置が為されているが、今後、決算数値が確定すると減額、修正が為されると考えられるが、市長のご見解をお伺いする。

●2回目の市長答弁
排雪場の必要性については、平成10年の経験から十分認識しているところである。しかしながら、排雪場については広大な面積を必要とする事から、常設的な確保が難しく、各年度毎の

土地状況を勘案しながら確保を行っている。

今後においては、市有地、市有施設、民間遊休地及び県有施設等の利用をさらに進めて参る。

次に、3月の補正予算についてであるが、土木業者の方々だけでなく、昼夜を問わず大勢の人々が粉骨を惜みず、一日も早い復旧を目指した中で御協力をいただいたところであり、また、2月23日の市民が一丸となった雪かきにより、市内隅々まで除雪が行われた。これらのことにより、当初に想定した作業日数より実際に要した日数が大幅に縮小した大きな要因である。

次に、2億8200万円の交付措置についてであるが、除雪に係る支出見込みの4億2千万円は補助対象経費を上回っている金額であるので減額修正は無い。

●3回目の質問

市内土木建築業者をはじめ、年々除雪に活用し得る重機の数並びにオペレーター確保が大変難しくなっているのと伺っているが、その点を含め本市の今後の具体的な除雪対応をお願いします。

また、今後も大雪が大変危険視されるが、今回の教訓を活かした豪雪時における除雪、排雪マニュアルを作成すべきと考えますが、市長のご見解をお伺いする。

最後は、今後の豪雪に際して、自衛隊並びに隊員の皆さんの協力体制の確立を為すべきと考えますが市長のご見解をお伺いする。因みに、この事が有事の際の真の意味での民生の安定と考えるが併せて市長のご見解をお伺いする。

●3回目の市長答弁

重機の確保については、ホイールローダー3台、ミニホイールローダー3台の購入費を今定例会に補正予算として上程をしている。

また、オペレーターの確保についても、富士吉田市建設安全協議会のみならず富士吉田市建設業協会、及び富士吉田市管工事業協会等にも協力の要請を行い、より有効で機動的な除雪体制を構築して参る。

次に、除雪・排雪マニュアルの作成についてであるが、本年2月の大雪災害対応に際する検証結果を踏まえ、既に具体的な雪害対応マニュアルの作成に精力的に取り組んでいるところである。

次に、自衛隊への協力体制についてであるが、市民生活に多大な影響を及ぼすような豪雪時においては、様々な形で支援や協力をいただけるよう関係機関に対して積極的に要請して参りたいと考えている。

このような私の姿勢が、市民の皆様とのさらなる民生安定に繋がるものと認識している。

地下水を活用した事業の実施に関する協定書について

●1回目の質問

平成25年3月6日、富士吉田市、富士山の銘水（株）、キリンビバレッジ（株）の3者にて、地下水を活用した事業の実施に関する協定書が締結された。本協定書は5箇条から成り立っており、その第一条に「地下水活用事業」とは富士山の銘水（株）

とキリンビバレッジ(株)との包括的な事業提携に基づき、それぞれの経営理念及び環境方針と明記されているが、この包括的な事業提携とは何なのか。また、それぞれの経営理念及び環境方針につき云々と明記されているが、どう解釈したいのかお示し願う。

また、第一系に富士山の銘水(株)は、食品安全マネジメント国際認証規格取得などの事業実績及び地域貢献並びに企業理念であるグリーン経営の誠実な実行などを活かし、富士吉田市の発展に寄与すると共に、企業誘致を積極的に関与させる役割を果たすものとする」と明記されているが、会社案内によると、平成22年11月に創業を開始し、本格的に創業を拡大したのは平成24年よりとあって、事業実績とお考えなのか具体的に見解をお示し願う。併せて、地下水を活用した企業誘致を積極的に関与させる役割を果たすものとする」と明記されているが、企業誘致は本来本市の業務であると考えられるが、創業間もない民間企業に何を根拠に負託されたのか市長のご見解をお示し願う。

また、第三条に本協定の締結にあつては、地下水活用事業にかかると事業計画をキリンビバレッジ(株)は本市に提出する事と明記されているが、具体的に本事業計画書の内容をお示し願う。最後に、第四条に富士吉田市は富士山の銘水(株)及びキリンビバレッジ(株)が地下水活用事業を継続的に安定的に実施することが出来るよう、並びに円滑に

行う為に必要な協力並びに最大限の配慮をする」と明記されているが、この必要なのは何なのか。具体的に明示願う。

●1回目の市長答弁

まず、包括的な事業提携についてであるが、これは特定の事業を指すのではなく、総合的に関連した事業を広く網羅した提携である」と、三者が共通の認識をしている。

また、それぞれの経営理念及び環境方針についてであるが、各企業それぞれの経営理念に関する考え方、環境に関する方針に則つて事業を行うことである。

次に、富士山の銘水(株)の事業実績についてであるが、平成22年11月に創設された会社であるが、事業を通しての地域貢献・社会貢献を使命とする」という企業理念の下、会社創設時の計画通り着実に成長を続け、雇用の場の確保、法人税の納付、本市への指定寄付、また、公益財団法人栗井英朗環境財団を通して、地域活動の支援を行うなど様々な地域貢献・社会貢献を積極的に実践している。次に、地下水を活用した企業誘致における役割についてであるが、本協定の意味合いには、富士山の銘水(株)が企業間の独自のネットワークを活用し、積極的に働きかける役割を果たすという企業としての姿勢を明示したものであり、決して宮下議員御発言の「負託」に当たるものではない。次に、キリンビバレッジ(株)における地下水活用事業にかかると事業計画の内容

についてであるが、事業のスキーム、経営理念、環境方針が明記されているが、次に、必要ない協力並びに最大限の配慮についてであるが、国内大手であるキリンビバレッジ(株)が本市に進出することにより、地域貢献、産業振興、雇用拡大、本市の国内外へのアピール機会の創出などが図られ、本市の発展に大きく結びつくものであることから、その事業が継続的かつ安定的に実施できるよう、インフラの整備等、本市としてできることについては、最大限配慮して協力することである。

●2回目の質問

本協定締結の直前に、富士山の銘水(株)とキリンビバレッジ(株)との間でOEMにて事業提携されたことが、本協定に於ける地下水活用事業の包括的な事業提携の主たる内容ではないかと考察されるが、市長のご見解をお伺いする。

私が今更申し上げる迄もなく、企業の最も重要な理念は利益の追求である。利益が生まれて初めて地域貢献、社会貢献を為し得ると考えるが、市長のご見解をお伺いする。次に、地下水を活用した企業誘致における役割についてであるが、本協定締結後の平成25年5月17日、現在の富士山の銘水(株)の会社案内によると、2万坪の用地を活用し、概ね1区画千坪にて8区画の地下水を活用した企業誘致と明記され、更には井戸及び土地の所有権を保持する形態で住宅配水事業参入も可能と明

記されている。平成22年に制定された富士吉田市地下水保全条例並びに同規則から照らして、極めて困難であると考察されるが、市長のご見解をお伺いする。

次に、本市に本社を有する地下水を活用した数多くの宅配水企業がある。また、直接地下水活用には関係しない多くの企業もある。そのほとんどの企業は、雇用の場の確保、法人税の納付、固定資産税の納付を初め地域貢献、社会貢献を為すべく、日夜大変な企業努力を為されているが、地方公共団体として公平、公正の観点から本協定の整合性をどう理解したらいいのか市長のご見解をお伺いする。

最後に、本協定が締結され早1年3ヶ月が経過したが、本市に提出された地下水活用事業に係る事業計画の進捗状況を具体的に示し願う。

●2回目の市長答弁

まず、本協定締結の直前に富士山の銘水(株)とキリンビバレッジ(株)とのOEM事業提携が本協定における地下水活用事業の包括的な事業提携の主たる内容ではないかについてであるが、企業間の提携は通常の事業活動の一環であり、全く問題はないものと考えている。本協定に関しては、新たな雇用の創出や地域貢献等、それぞれの役割について協定を締結したものである。

次に、利益が生まれて初めて地域貢献や社会貢献を成し得るのではないかとについてであるが、本協定を締結した2社においても、人間・社会・自然との調和

を大切に、社会への貢献、地球環境の保全と継承などを掲げ、企業活動を実践している素晴らしい企業であると認識している。次に、地下水を活用した企業誘致と地下水保全条例との関係についてであるが、本市の地下水の許可については、地下水保全条例及び施行規則等に基つき、井戸の設置及び探掘に対する許可基準の厳格な運用により適切に対応して参る。

次に、地下水の活用と協定の整合性についてであるが、本市の地下水の許可については、富士吉田市地下水保全条例及び施行規則等に基つき、本市の地下水を供給する全ての事業者に対し、公平・公正に適用するものである。

本協定に基づく事業計画については、順調に推移しており、近々、事業計画で予定していた事業を展開するとの報告を受けている。

●3回目の質問

本協定に於ける本市の役割はインフラ整備等、本市として出来ることについては事業が継続的かつ安定的に実施できるよう最大限配慮して協力すること。と明確に答弁されている。再度、この点につき明確かつ適切なご答弁をお伺いする。

次に、インフラ整備についてお伺いする。本年度当初予算において、横町熊穴線概略設計業務費が計上されている。この路線の委託区間は概ね2300mである。本市の計画では幅員並びに拡幅道路用地は無償で償が道路整備等の財源措置について明確にお示し願う。

本協定の当事者である会社案内には、用地2万坪の利用計画と題して、用地2万坪にて企業誘致を行うと明記されており、あたかも不動産会社の企業敷地分譲ではないかと思われるが、本来、企業敷地分譲のインフラ整備は企業の責任と負担に於いて為されてきたと考えられるが、公平性、公正性の観点から併せて市長のご見解を伺う。

●3回目の市長答弁
本協定に基づき、その事業が継続的かつ安定的に実施できるよう、インフラの整備等、本市として最大限配慮して協力するものであり、整合性についても全く問題はないものと理解している。

次に、市道横町熊穴線のインフラ整備についてであるが、道路用地については、陳情道路の位置付けとなるため、無償寄附でお願いする予定であり、道路整備の財源については、今後、検討して参る。

次に、企業誘致敷地内のインフラ整備についてであるが、この部分については、当然、企業の責任と負担において行っていたものであるが、公平性・公正性の観点からも全く問題はないものと考えている。



●全文については、次期定例会（9月）より、市立図書館および市議会図書室にて閲覧できます。

市政一般質問

6月

羽田 幸寿 議員



道路行政について

●1回目の質問

平成23年12月議会において、「公道登記漏れ」について的一般質問をさせていただき、市長から過去において、相続、抵当権その他の権利設定、筆界未定地等さまざまな理由で登記ができず現在に至っており、今後は、まずは物件の洗い出し作業、その後解消にむけた年次計画を策定してまいりたいとの御答弁をいただいた。

約2年と半年が経過したが、筆数の把握、年次計画策定など現在の進捗状況、又、いつまでに解消される予定なのかお尋ねする。

次に、私は常々、市道拡幅などに伴う道路用地としての土地が無償である事に疑問を持っていた。

本市では、市道拡幅整備事業については、多くは地元の陳情という事で、自治会、又、関係者の御尽力により、土地所有者の御理解・御協力の上、寄附行為にて土地を無償で取得し、行っている。

私は、前々から有償で取り組んでいるとの話を聞いていた静岡県御殿場市へ調査に行ってきた。御殿場市は昭和50年代から無償ではなく有償にて行っており、当初は、僅かな金額であったが、平成9年から計画する道路幅員により、土地時価金額の50%、70%、100%で買い取りを行っているとのことであった。その対象は本市同様、自治会等からの陳情による事業から、市単独で行う事業まで幅広く、平均すると土地時価金額の60%から70%の比率で買い取りを行っているとのことであった。

私は、有償になれば、先程述べた「公道登記漏れ」も今後は発生することもなく、又、降雪時の除雪についても、非除雪路線から除雪路線への編入の問題である幅員不足の問題も積極的に解決できると思う。

よって、今後は、道路用地について無償ではなく、有償に舵を切ったらどうかと考えるが、堀内市長のお考えをお伺いする。

●1回目の市長答弁

平成24、25年度に公道登記漏れの調査を行った。その結果、約1900件の公道登記漏れ箇所が在ること確認された。それらの対応についてであるが、まず、地籍調査地区については、地籍調査時に道路内の土地が確定している箇所から、地権者の方々に用地協力をお願いをして参る。

また、その他の土地については、相続問題や境界確定、及び分筆作業には隣接土地全域の測量業務が発生する等、膨大な人的、財政的負担がかかることから、一筆毎の土地移動等があった際に、土地所有者に所有権移転をお願いを行い、解消を図って参る。

次に、道路用地の有償化についてであるが、現在、本市においては、政策的道路は無償で土地の協力をいただいている。その中には、現在進行中の整備案件も多く、また全国的に問題になっている道路施設の老朽化対策においても、今後、膨大な支出が予想される。したがって、陳情道路においては、今後も無償寄付において御協力をお願いしていきたいと考えている。

●2回目の質問

公道登記漏れの調査が計画通り行われた事にまず感謝申し上げる。その上で約1900件の公道登記漏れ箇所が確認されたとの事、その件数の多さに困惑しているが、解決する手段として、やはり地籍調査事業が有効だと思う。

今後、国・県に対して前倒しによる事業の推進をお願いする考えがあるかお尋ねする。

次に、道路用地の有償化についてお尋ねする。堀内市長から、陳情道路については、今後も無償寄付によりすすめていきたいとの御答弁をいただいた。

バブル崩壊後、地価の下落が続く、今後も下げ止まりが期待できない状況ではあるが、地権者の皆様にしなくては大切な財産である。

そんな思いで御殿場市へ調査に行ってきたが、それを参考にしたいとき、地元で必要な陳情道路用地について、無償から有償へ舵を切っていただきたいと思うが、堀内市長のお考えを再度お伺いする。

●2回目の市長答弁

まず、地籍調査事業の国、県に対する事業推進の要望についてであるが、公道登記漏れの解消に対し、地籍調査事業が有効であり、また、その重要性については、羽田議員同様、十分認識しているところである。

現在、地籍調査事業については、地区毎に実施年度を区切り、事業を進めているところであるが、公道登記漏れの解消を図るためにも、国、県と協議する中で、できる限り早く事業推進が図れるよう努力して参りたいと考えている。

次に、道路用地の有償化についてであるが、先ほど答弁申し上げたとおり、限られた予算の中で道路整備を行うため、用地の有償化を行うと整備の進捗が遅くなり、地元からの必要性の高い陳情に対し、支障をきたすことが危惧される。

したがって、今後においても、陳情道路については、無償寄付による用地協力をお願いして参りたいと考えている。

●3回目の質問

道路用地の有償化については、財源の問題等で実施は困難との御答弁であった。そこで提案がある。

建築物を建築する際、建築確認許可を経て建築に着手するわけだが、中には敷地に接する道路が4m未満の幅員の場合、建築基準法第四十二条二項道路として、その中心線から2mは道路という扱いになり、敷地面積に参入されない。しかしながら建築物が完成すると、建築確認上は道路扱いだが、当然ながら敷地として利用されてしまう。

そこで、まずは二項道路扱いの用地を道路用地として、有償にしていっていただこうか。

それに伴う測量、分筆費、土留工事費などが発生するが、緊急車両が入る事もできない幅員がそれにより、将来、市民の安全、安心が計られる道路になっていくのではないかと思うが、堀内市長のお考えをお伺いする。

●3回目の市長答弁

建築基準法第四十二条第二項道路扱い用地についてであるが、道路は一定の区間が同一幅員で整備された時に、初めて道路としての機能が確保することができ、緊急車両等の進入が可能になるものと考えている。

道路整備には、大勢の方々の御協力が必要であり、第二項道路分で先行取得した用地と、そうでない用地の取り扱いについて公平性を保たなければならぬことから、第二項道路扱いの用地についても、無償寄附に

よる用地協力をお願いして参りたいと考えている。

市道大明見下の 水線沿線整備に ついて

●1回目の質問

平成26年度において、ゴミ処理場建設に伴う地域振興策としての新たな保育施設の建設に伴う土地取得費として、沿線である雨坪土地区画整理地内にある保留地800坪を購入する予算が計上された。

しかしながら、地元としては平成12年に出された地域の振興策、平成17年の富士吉田市からの回答書から現在まで、長い期間が経過したにもかかわらず、やっと土地取得までこぎつけたというのが多くの方々の実感ではないか。

地元としては、早期の保育施設建設をお願いしたいのだが、今後の計画、着工時期について伺います。

次に、沿線にある堂尾山についてお尋ねする。この場所は、本市の平成24年5月のカレンダーに富士山の景観を楽しめる場所として掲載された。しかしながら、現地は林道整備もこの地区へのアクセスもままならぬ現状であり、地元としては、ここを拠点とした富士山のビュースポットとしての整備を望む声を数多く聞いて

いる。

今後整備予定の(仮称)富士吉田北スマートインターチェンジを利用し、お越しになる方の為の富士山のビュースポットとして充分可能性があると考えるが、市長のお考えをお伺いする。

次に、市道見留目小原線と交差する交差点への信号設置について伺います。先般、旧市立病院の信号設置がされていない交差点でお二人の方が亡くなるという大変痛ましい交通事故が発生した。

私も、一般質問でも、又しかるべき場にて幾度となく質問をしてきたが、現在の県道に設置してある信号からの距離が短い、交通量が少ないとの理由により信号設置が困難との事だが、この交差点はいまさら言うまでもなく、市民の方々ははじめ、沿線に整備される

学校給食センターなどへの搬入車両や(仮称)富士吉田北スマートインターチェンジを利用する市外、県外の方々などにより交通量が激増する交差点になり、標識などでは危険は回避できないと思う。ここまですれば、その山梨県の対応を変えるのは、堀内市長みずからによるトップ交渉が不可欠だと思うが、市長のお考えをお伺いする。

●1回目の市長答弁

まず、保育施設建設の今

後の計画、着工時期についてであるが、保育施設建設については、羽田議員御承知のとおり、地元住民の多くの皆様から、保育施設建設の要望をいただいている。

私の重要施策のひとつである「誰もが安心して子育てできるまちづくりを進める」との考えのもと、本年度、雨坪土地区画整理地内にある保留地830坪を確保し、保育施設の整備を進めるため当初予算において7573万円の用地取得の議決をいただいた。

しかしながら、来年4月からスタートする子ども・子育て支援の新制度など、保育を取り巻く環境が大きく変化しつつあるので、これらの状況を見極める中で、具体的な保育施設建設に着手して参りたいと考えている。

次に、堂尾山についてであるが、私も富士山を望める素晴らしい景観を楽しめるビュースポットとして充分可能性がある場所であると考えており、本市の観光マップにおいても既に紹介しており、周辺の山々を結ぶトレッキングコースとしても紹介しているところでもある。

羽田議員御発言のとおり、(仮称)富士吉田北スマートインターチェンジが供用開始されると、本市には、より多くの観光客が訪れ、とりわけインターチェンジからより近い場所にある堂尾山も将来、観光を発信する有力な場所であると思われる多くのの方々を迎え入れる魅力を秘めた地域と考えている。

したがって、今後については、アクセス道路や登山道の整備、また案内標識の設置などの環境整備の充実に関し、地元の皆様の協力をいただきながら協議・検討する中で順次実施して参りたいと考えている。

市道大明見下の水線と市道見留目小原線の交差点への信号機の設置については、市道新倉南線の信号機設置と合わせて、これまでも、山梨県警察本部へ再三にわたり、お願いをして参った。

これに対して、山梨県警察本部からは、現在までのところ、設置基準である交通量、及び信号機間距離において、当面は設置しないとの回答を得ているところである。

しかしながら、今後においても、地元からの粘り強い要望活動が信号機設置に向けて最も有効な手立てであると考えているので、私も地元の皆様と力を合わせ、機会あることに要望して参りたいと考えている。

新たな保育施設建設について、堀内市長より当事業への御理解と、決意の御答弁をいただいた。しかしな

●2回目の質問

から、諸事情により現段階では具体的な計画は立てられないとの事だが、答弁の中で来年4月からスタートする子ども・子育て支援の新制度など多くの状況を見極めて具体的な保育施設建設に着手していきたいとの事だが、地元には遅くても平成27年度中には計画の提示がされると理解するが、市長のお考えをお伺いする。

次に、堂尾山について、答弁の通り富士山のビュースポットとしての可能性は充分ある場所であると考え、現地は未整備であり、今後について、アクセス道路や登山道の整備、また案内看板設置などの環境整備の充実に関し、地元と協議・検討して順次実施していきたいとの答弁をいただいたが、もう少し具体的にいつまでに進めていく考えなのかお伺いする。

次に、市道大明見下の水線と市道見留目小原線の交差点への信号設置についてであるが、先日、向原、小見連自治会長連名の陳情書を提出させていただいた。地元としては、機会あることに粘り強く要望していくつもりでいるが、やはり堀内市長によるトップ交渉が不可欠である。

市長からも地元と力を合わせて要望していきたいとの答弁をいただいたが、再度、堀内市長の決意をお伺いする。

●2回目の市長答弁

まず、保育施設建設計画の提示時期についてであるが、先ほど答弁申し上げたとおり、来年度スタートする新制度により乳幼児の保育・教育の現状は著しく変容し、市内の各幼稚園や保育園においては制度への対応に苦慮しているところである。

このような状況を踏まえる中、地元の皆様の御要望である保育施設の必要性も十分に認識していることから、平成28年度を目標に保育施設の計画策定を目指して参る。

次に、堂尾山の環境整備についての具体的な実施時期についてであるが、本市へのアクセスの利便性が大幅に向上し、来訪者の増加が見込まれる(仮称)富士吉田北スマートインターチェンジの供用開始に併せ、アクセス道路や登山道の整備、また、案内標識の設置などの環境整備を、地元の皆様の協力をいただきながら協議・検討する中で、順次実施して参りたいと考えている。

次に、交差点への信号機設置についてであるが、先ほど答弁申し上げたとおり、私も地元の皆様と同様に粘り強く、信号設置に向けて、要望活動等、継続して最大限の努力をして参る。

●全文については、次期定例会（9月）より、市立図書館および市議会図書室にて閲覧できます。

市政一般質問

6月

前田 厚子 議員



生活困窮者自立支援法について

●1回目の質問

早いもので、この6月22日には富士山世界遺産登録より1年が経とうとしています。

世界一の富士山は私たちに富士吉田市の市民である誇りに目覚めさせてくれたのではないかと思います。

さて、恵まれた自然環境の中ではあるが、住民の中には生活していくのに大変な思いをしている方が、日々増えているという現実を認識し、その改善の為に行政が出来ることを具体的に支援事業として取り組む必要があると思う。

ご承知のように、近年の不況により本市でも生活保護の世帯が増えている。窓口への相談件数も毎月少しずつ増えているのが現状である。

私のところに寄せられる相談も、制度の狭間で支援が困難な状況の中で行き詰まっている状態での相談が多く、私も相談者と共に行政の窓口を歩くこともしばしばあった。

しかし、現実には厳しく多重債務で悩んでいる方、国民健康保険料が払えずに保険証が無く、具合が悪くてなかなか病院に行けないでいる方、市営住宅に入りたいくても、比較的安い家賃の住宅が減って入居困難で悩んでいる方等々、生活困窮の様子は、一人一人違い、大変に深刻である。

そうした中で、2013年12月6日に可決し、新たな安全網を構築した「生活困窮者自立支援法」が国会で成立した。この法案は、経済的に困窮している人を早期に支援する為のもので、生活保護に至る前の自立支

援策と聞いている。

中でも、働きたくても働けない、働いても最低限度の生活を維持できない人が増えている。生活困窮は、そこから始まり生活のあらゆる分野に波及しているのではない。

そこで、5点質問をさせていただきます。

1点目。「生活困窮者自立支援法」が成立したが、これまでも生活困窮者対策は予算事業として行われてきた。今回法律として体系的に支援を行うようになったが、法律のスタートは2015年の4月から完全実施されることになった。

2013年には、68の自治体を手を挙げ、2014年と2年間で多くの市町村でモデル事業を実施している。

私も、モデル事業をされている相模原市の視察に行き、様々な工夫・努力されている事業の積極的な取り組みを聞いて参った。いよいよスタートまで一年を切った準備体制の中で本市が、今後どのような取り組みを考えているかお聞かせ願う。

2点目。先に、話したように、モデル事業を行っている市町村に視察に行ったり、また電話等で話を聞いたりする中で、自治体直営でワンストップの総合窓口を設け、相談者のニーズに総合的に対応できるよう既に取り組んでいる市もあ

た。

来年の4月にスタートするという事業だが、自治体直営か委託も可能とのことだが、必須事業に加えて、任意事業も何点かあるが本市ではどのような体制をとっていくのかお聞かせ願う。

3点目。直営であっても委託であっても、マンパワーの不足と共に専門的な知識をもっている人材の確保が最重要課題のようである。今すぐに取り組む必要があると思うが、この点について、本市ではどのように考えているのかお聞かせ願う。

4点目。必須事業は、費用の75%を国が負担するが、費用の50・75%の補助の任意事業には、就労準備支援事業・就労訓練支援の事業・家計相談支援事業・学習支援事業・その他地域の実情に応じた事業等があげられているが、このような内容を見てみると、既に、支援事業の法律が施行されるまでも無く、本市でも様々な事業に取り組まれているものもあると思うが、どのような事業があるかお示し願う。

5点目。生活困窮も突然環境が変わることによって、やってくる場合がある。そんな時、私が最も大きな支援と感じたものが、フードバンクからの食糧支援であった。山梨県には南アルプス市にNPO法人フードバンク山梨という拠点がある。

フードバンク山梨と本市の社会福祉協議会が連携確約を結んでいるため、必要な食糧を提供してくれる。

悩んだ末、相談の窓口に行くのだが、支援の対象となる条件が充たされず、重い足は更に重くなるようであった。

そんな中で、唯一フードバンクからの食糧支援は、ほんの少しだが、重い足を軽くしているのを感じた。

これからも需要はますます増えると思うが、意外に市民の方への周知は浅く、提供する方も提供していただく方もどのようにしたら良いか分からずにいるようである。

生活困窮の中でも命をなく最も大事な支援だと思ふ。

そこで、本市の現状での取り組みをお示し願う。

●1回目の市長答弁

まず、1点目の「生活困窮者自立支援法」施行に伴う市としての取り組みについてであるが、今後の対応については、生活保護制度の基本的な考え方を堅持しつつ、これまでと同様に相談者に寄り添いながら、生活困窮者自立に向けた生活相談や支援事業について、本市の方針を決定して参りたいと考えている。

次に、3点目の専門的な知識を有している人材の確保についてであるが、新制

度におけるスタッフ職員の資格要件など、人的配置基準については、国の今後における具体的な検討内容を踏まえ、対応を図って参りたい。

●市民生活部長答弁

まず、2点目の任意事業についてであるが、先進的に行っている市町村のモデル事業の成果や山梨県からの情報提供等を参考に、本市として取り入れた場合の効果などを判断する中で検討して参る。

次に、4点目の本市における生活困窮者に対するこれまでの支援事業の取り組みについてであるが、納税相談、多重債務相談、過払金返還相談、就学相談等を実施しているの、今後においても関係各課との連携を充実させ、市民の皆様の生活の安定を図って参る。

次に、5点目のフードバンクの本市の取り組みについてであるが、生活困窮者への食糧支援を行う「食のネットワーク事業」を運営しているNPO法人フードバンク山梨と協議及び支援要請を行う中、個人宅配による食糧支援をいただいているところであり、今後においてもNPO法人フードバンク山梨と連携を密にしながら事業推進に努めて参る。

●2回目の質問

2点目・4点目の「任意事業について」についてであるが、只今のご答弁の中に、先進的に行っている市町村のモデル事業の成果などを参考に、述べられていたが、既に、平成25年度に実施されている68の市町村を対象としたモデル事業の状況調査は、実施され集計結果も出ているものと思う。

先日、県にも伺い進捗状況をお聞きしたところ、国からの情報待ちとのことであつた。実施まで10ヶ月を切っているが、現実には、走りながら準備を進めている状況とのことであつたが、情報提供を待っているのでは必要とされている支援に的確につなげていくことが可能なのか。

また、本市でも既に取り組まれている事業だが、何故、今、自立相談支援事業が実施されるのか考えてみると、やはり取りざたされている課題はみな、底辺で繋がっており「貧困の連鎖」とまで言われているように、本市でも「貧困家庭・DV・児童虐待」と、負の連鎖の中で悩んでいる家庭があるのも現実である。

そこで、まずワンストップの総合相談窓口の設置が重要な取り組みにあげられたと認識しているが、現在の庁舎での対応を考えていただきたいが、いかが

か、市の考えをお聞かせ願う。

5点目で、フードバンクについてお尋ねしたところだが、食糧支援の対象者は、生活保護を受給していない生活困窮者か、もしくは生活保護を申請してから受給が開始されるまでの期間にある世帯への支援と伺っている。

実際に、食べるものが無いというのは、生命に直結する問題で、実は貧困の中でも最も重篤とされている。そこで、実際に取り組みが市でも、取り組むことが出来ないか、お尋ねする。

始めに、食料品の寄付への呼びかけを市の広報に載せ、市民に周知していくこと。また、東京・世田谷区での取り組みだが「フードドライブ」という活動が注目されている。

生活困窮者や福祉施設などに、家庭で余っている食品を寄贈してもらったり、スーパリーなどから梱包の、へこみやパッケージの印字ミスなど、品質に問題が無いにもかかわらず販売できなくなった品をイベントなどの開催と平行して日時と場所を決め、食品の提供をしていただくボランティア活動だが、当市では、こうした取り組みを検討されたことはないか。

最後に、フードバンク山梨の取り組みだが、食糧支

援に加え、市内の耕作放棄地を活用したフードバンクファームを開始して生活困窮者の方を対象に農作業を通じて人や社会との絆を取り戻し、就労支援の場とし、実に、1年間で21人中7人の就労に結びついたと報告されていた。勿論そこで収穫した作物は、食糧支援に使われているとのことである。

こうした取り組みこそ、今回の支援で着目するべきところだと思いが、このような取り組みについて、当市でも検討することはできないか。

市の考えをお聞かせ願う。

●市民生活部長答弁

まず、2点目・4点目の「ワンストップの総合相談窓口の設置」についてであるが、先ほど答弁申し上げたとおり、今後、国における人的配置基準等、具体的な検討内容を踏まえるとともに、山梨県からの情報提供等も参考に、本市としての対応を図って参る。

次に、5点目のフードバンクに関する本市の取組みについてであるが、まず、「市の広報紙による市民に周知」については、現在、富士吉田市社会福祉協議会で発行しているボランティアニュースによる周知、さらには、民生委員・富士吉田市社会福祉協議会支部会長などへの直接依頼を行っ

ているので、今後においては、市の広報紙等でもPRを行って参る。

また、「フードドライブ」の取組みについては、既に、富士吉田市社会福祉協議会において、年2回実施をしているところである。

また、「耕作放棄地を活用したフードバンクファーム」については、本市における耕作放棄地の活用状況等を踏まえ、関係各課とも協議する中で、取り組みが可能かどうか検討して参る。



●全文については、次期定例会（9月）より、市立図書館および市議会図書室にて閲覧できます。

市政一般質問

6月

渡辺 忠義 議員



新倉山浅間公園について

●1回目の質問

堀内市長におかれましては、市民の負託を受けて、早くも8年目に入った。

この間、幾多の施策を実現し、さまざまな改革を行い、明るく住みやすく、また、安心・安全な富士吉田の創造の為、努力されて来られた事に対しては、同慶に堪えない所である。

今後に於いても、尚、一層の御努力をお願いするものである。

さて、昨年6月22日に富士山が世界文化遺産に登録されて以来、北口本宮富士

浅間神社をはじめとする構成資産や道の駅ふじよしだエリアなどに数多くの観光客が訪れている。市においても「おもてな市 富士吉田」というキャッチフレーズでお迎えしているところである。

又、時を同じくして、歴史民俗博物館のリニューアルが進められ、最新の展示技術により、新たに富士山信仰を中心とした施設に生まれ変わろうとしている。

我市を訪れる多くの人々に、我市と富士山とのつながりや富士山の歴史や文化を知っていただく事は多いに意義ある事と思う。

また、市民の皆様をはじめ、小・中・高の学校教育における資料館としても活用すべき施設であると思う。

この他にも、我市を訪れる多くの人々に、「おもてな市 富士吉田」を見て、知っていただきたい場所、我市が誇れる景勝地がある。それは、新倉山浅間公園で

ある。この新倉山浅間公園、通称忠霊塔からの富士山の眺望は、市民の方々はもちろん、ここを訪れたすべての人が感動する景色であり、私は、ここからの富士山の眺めは、日本一、いや、世界一であろうと思う。

最近、富士山の世界遺産登録の効果もあり、日本各地はもとより、外国人の方々も大勢訪れている。

この公園に、我市を訪れた人々にここからの素晴らしい富士山を見ていただくことも、まさに一つの「おもてな市」ではないかと思う。公園内の駐車場に大型バスもなんとか入れるようになったが、今の新倉山浅間公園の状況の中で幾つかの課題もある。

一つは、駐車場の上にはトイレがあるが、駐車場内にもトイレが必要ではないかと思う。

又、駐車場に入っていく道が狭く、車のすれ違いが出来ない。

そこでお尋ねする。

我市の中でも素晴らしい景勝地であるこの公園の整備、公園への案内看板、又、駐車場への連絡道等の整備をしていくことは、「おもてな市 富士吉田」に繋がっているのではないかと思うが、市長のお考えをお聞かせ願う。

●1回目の市長答弁

新倉山浅間公園については、1年を通して、四季折々の風景の移り変わりを楽しむこと、階段等を利用することで健康増進を図ること、富士山の眺望やお花見を楽しむことなど、付加価値の高い公園として、地域に根ざしている。

また、市内に数多くある富士山のビュースポットの中においても最も人気が高い公園として、特に桜の開花時期には市民の皆様はもとより、国内外から数多くの観光客が訪れるなど、本市にとっても重要な観光スポットとなっている。

公園の整備については、が、本年度においては、市民の皆様が愛されている市民愛唱歌「ここにはいつも富士がある」の歌碑の設置を、富士山世界文化遺産登録一周年記念事業として予定しているところであり、今後においても、より市民の皆様から愛される公園として充実を図って参る。

公園へのアクセス看板については、既に市内の数箇所に設置しており、駐車場への連絡道路についても平成25年度に改良を行ったところである。

また、駐車場内のトイレ設置については、公園内に既に設置してある2箇所の



トイレの活用をお願いしているところであるので、今のところ新たな設置については、考えていない。

今後においては、市民の皆様の利用状況とともに、国内外から訪れる観光客の動向をも注視しながら、案内看板の増設及び駐車場への連絡道路の整備など、公

園へのアプローチ機能を向上させる方策を研究・検討し、「おもてな市 富士吉田」の充実を図って参りたいと考えている。

●2回目の質問

新倉山浅間公園の過去における整備状況を見ると、平成10年から平成12年に公

園内の駐車場、石階段、街路灯等の工事を、また、平成12年から13年には忠霊塔横のトイレ工事と階段手摺工事を、平成17年から18年には約6千坪の用地買収を行い、平成18年から19年に大規模な公園整備がなされ、現在のような素晴らしい公園となっている。

しかしながら、平成9年には、実現はしなかったが、新倉山浅間公園の大きな整備計画があった。

その計画では、予算規模約5億円で、計画の中には、公園の駐車場から上の忠霊塔近くまでを40～50人乗りのリフトカーを設置し、公園内には約100坪の展望台を作る計画であった。

その後、この計画は凍結され、幻で終わってしまったが、私は今でも残念に思っているところである。

現在、この公園の上まで登るのには、車で登る方法と階段を歩いて登っていく方法しかない。車で登ることもできるが、道幅が狭い上に、忠霊塔付近の駐車場も数台しか駐車できない。

したがって、一般的には歩いて階段を登らなければならないが、健康で元気な方はともかく、高齢者の方や足腰の弱い方、小さなお子さんがいる場合などは、とても大変である。なぜな

らば、この階段の段数は約400段もあるのです。

普通のビルの階段であれば、23階まで登るほどの段数である。一般の方でも一気に登るのはとても大変な高さである。

そこでお尋ねする。

先ほどの答弁の中にも、おもてな市「富士吉田」の充実を図ることであるが、今後、この公園へのアプローチ機能とともに、小さなお子さんから高齢者まで、すべての方々が富士山のすばらしい眺望を楽しめるような乗り物の整備についても、研究・検討の項目に加えていただきたいと思います。市長のお考えをお聞かせ願う。

●2回目の市長答弁

新倉山浅間公園については、小さなお子様から高齢者の方まで、多くの人々に公園を利用していただいている。

また、富士山世界文化遺産登録を契機に、国内外から訪れる観光客も増加しつつある。

このような状況を踏まえ、市民の皆様の利用状況とともに、観光客の動向をも注視しながら、車両による送迎サービス等のソフト的な施策を踏まえ、公園へのアプローチ機能を向上

させる方策を研究・検討し、「おもてな市「富士吉田」の充実を図って参りたいと考えている。

学校施設について

●1回目の質問

我市には小中学校、合わせて11校ある。

学校の校舎については、すでに新しい耐震基準に沿った耐震工事が終了し、体育館においても、昨年度末までにすべての小中学校の耐震化が終了したことは、ご案内の通りである。

学校施設には、校舎、体育館のほか、グラウンドもある。

我が市のグラウンド施設は、どの学校も開校以来現在に至るまで程度の整備はなされているが、グラウンド面自体の状況は、開校時に近い状況で今に続いているように思われる。

最近では、開校当時に比べ、当然だが家も増え、学校施設の周りも住宅街が形成されている。そのような状況の中、グラウンドの土が乾燥し、強い風が吹くと住宅街に土埃となって降り注ぐ。

そのような時は、洗濯物や布団等も干せない。窓を閉めていても部屋の中まで土

埃は入ってくる。

このように晴天が続く、土が乾燥して土埃が激しいときは、児童、生徒のグラウンドの使用中であっても一時使用を中断しなければならぬ事もある。

また、グラウンド自体の土に、雨が降ると雨の量にもよって違うが水と共に表層の土も流れ、いく筋かの水道を作って側溝や時には道路等に流れ込み、その後側溝にはグラウンドの土が滞り、大雨時には水が溢れ、道路が川状態になる。このような状況等は長年にわたって続いている。

今後、学校施設の一つであるグラウンドの整備を進めていくべきと考えるが、お考えをお聞かせ願う。

●教育長答弁

学校校舎等の施設については、耐震補強工事、また、体育館においても改築工事を終え、児童・生徒が安全に学校生活を過ごしているところである。

そのような中、渡辺議員御発言のとおり、強風時や冬の乾燥期においては、グラウンドの砂塵が住宅街等に舞い込んでくる状況や、降雨時におけるグラウンドの砂が側溝等に流れていることも事実である。

現在、学校のグラウンドは、主に学校の授業に使用されているが、社会体育振興を図るための社会開放施設として、少年野球、サッカークラブ、社会人野球等多くの市民の皆様にも利用されており、また、地域活性化のために臨時駐車場として利用される場合もある。

この様な状況を勘案する中、グラウンドの整備については、使用用途が多岐にわたるグラウンドの整備の検討、また、砂塵対応、降雨時における排水対策を、今後、協議・検討して参りたいと考えている。

●2回目の質問

私は、学校グラウンドを整備する際には、3つの項目が重要であろうと考えている。

1つ目は、当然のことながら、児童生徒への配慮がなされていること、2つ目には、近隣住宅街、周辺住民への配慮がなされていること、3つ目は、雨水排水への配慮がなされていることだと思っている。

我が市のグラウンドは、多量の雨が降ると田んぼ状態になってしまふ。また、乾燥が続くと、風ですこい量の土埃が舞うということ、1回目の質問でも申し上げたところであるが、こ

れを解消するためには、グラウンドの土を比重の重いものに入れ替えるとともにグラウンド敷地内で浸透処理ができるような構造とすべきであると考えている。

先ほどの答弁では、「協議・検討して参りたい。」と発言されているが、私は、行政の基本は、住民からの信頼であり、その根本となるものは行政の継続性であると思う。

そこで、平成16年の一般質問の答弁内容を踏まえ、現時点での具体的な検討の内容や方法、また事業実施時期等について、お考えをお聞かせ願う。

●教育長答弁

グラウンド整備については、渡辺議員御発言のとおり、児童・生徒や近隣住民、雨水排水への充分な配慮は、当然行わなければならないことは、十分承知している。

したがって、学校施設のグラウンドについては、先ほど答弁申し上げたとおり、使用用途が多岐にわたることから、質量の異なる砂等の使用や、グラウンド敷地内での自己浸透処理機能の充実、先進的な事例を調査研究する中で、実施時期等を含め、基本的な整備計画の策定を今後、進めて参りたいと考えている。

●全文については、次期定例会（9月）より、市立図書館および市議会図書室にて閲覧できます。

市政一般質問

6月

勝俣 大紀 議員



人口減少に伴う 少子化対策について

●1回目の質問

平成26年5月に開催された日本創成会議において、大変ショッキングな情報が開示された。

これによると、富士吉田市の30年後の20～39歳の女性の人口変化率は、マイナス58・1%という事であった。このような結果は、何を意味しているのか。

本市の特殊合計出生率は、平成24年度1・38であり、このまま推移していくと、ますます低下することは明らかである。また、国は、この出生率を1・43から1・80

と見込まれている。一方で65歳以上の高齢人口は、1万1955人から1万4542人となり、21・64%増加する見込みである。女性が出産可能な年齢とされる20歳から39歳の若年女性人口は、5360人から2865人、46・55%減少する見込みとなっている。

●1回目の市長答弁

地域経済を担う労働力人口を確保することは、本市のみならず、全国の自治体において共通の課題である。政府では、人口減少対策として、総合戦略本部を立ち上げ各庁が一体となつて取り組むこととしている。

本市においても、国の動向を注視しつつ、人口減少に歯止めをかけ、子育てしやすい街づくりを進めるため、全庁一丸となつて、効果的な施策の実現に最大限の努力を傾注しなければならないものと認識している。

●2回目の質問

先述した日本創成会議において、若い女性が今後30年で半分以上になる『消滅可能性都市』にこの富士吉田市がリストアップされている。改めて少子化に歯止めをかけなければならない。市長は、子育てナンバ1の街をめざしていると伺っている。本市は、子育て支援において様々な施策を講じているが、20代30代の方の所得が低いことが、結婚し子育てしていく上で、非常にネックになっていることは間違いない。

●企画部長答弁

本年度当初予算において、児童・生徒就学援助奨励事業の外80事業、26億3千万円余りであり、総予算の約12・2%を占めている。本市の人口は、2010年の国勢調査の確定数値は、5万619人で、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、30年後の2040年においては、3万5759人となり、29・35%減少するとされている。

0歳から14歳までの年少人口は、7055人から3278人となり、53・54%減少し、15歳から64歳までの労働力人口は、3万1608人から1万7939人となり、43・25%減少する

と見込まれている。一方で65歳以上の高齢人口は、1万1955人から1万4542人となり、21・64%増加する見込みである。女性が出産可能な年齢とされる20歳から39歳の若年女性人口は、5360人から2865人、46・55%減少する見込みとなっている。

●2回目の市長答弁

働く場の確保により市民生活の安定を図るため企業を誘致することは、自治体の役割として積極的に推進していかなければならないものと認識している。

富士山麓の豊かな自然、世界遺産効果など本市の特性を活かし、多様な企業が進出しやすいよう支援対象の拡大を図り企業の誘致を積極的に推進していく。

●市民生活部長答弁

現在、本市においては、3歳未満児の国の基準額9千円に対して、その3分の1を減額し6千円とし、4歳児以上については6千円に対して、2分の1を減額し、3千円としており、低所得者に配慮した保育料の設定としている。

今後においても、低所得者の保育料については、同様の支援を堅持していきたいと考える。

●3回目の質問

現在の本市の保育料は、条例規則まで読まないと、わかりづらくなっているのもっとわかりやすくホームページ等で周知する必要があるのではないかと。また、保育料に關し、さらに少子化対策として、低所得者に対し第2子以降について、無料化を進めていく必要があるのではないだろうか。調査によると、北杜市で平成21年4月から第2子以降の保育料の無料化が始まっている。

そこで、少子化対策の一環として、低所得者に対し、第2子以降の保育料について無料化することは可能であるか。また、保育料についてもっとわかりやすく周知していただくことはできるのか。お聞きしたい。

また、今後保育園の入園手続等を掲載しているホームページ等で周知をしていきたい。

●市民生活部長答弁

まず、低所得者に対する第2子以降の保育料の無料化は、先ほど答弁したとおり、本市独自の施策として今後も同様の減免措置を継続していきたいと考える。

次に、保育料の周知についてであるが、保護者の方に詳細な冊子を入園、継続の際に配布している。

また、今後保育園の入園手続等を掲載しているホームページ等で周知をしていきたい。

中心街の活性化 を目的としたコンパクトシティ構想について

●1回目の質問

未来の本市の街づくりの一環としての中心街の活性化を目的としたコンパクトシティ構想について、質問する。

日本の各地では、中心街が衰退し郊外に分散する傾向があり、本市でもかつて賑わいを見せていた場所もすっかり影を落としている。中心街の活性化を目的と

して、国交省が進めているコンパクトシティ構想があり、本市ではすでにタウンスニーカーとして市民のみなさんに利用されている。この構想の内、健康に特化した街づくりにウエルネスシティ構想というものがある。これは、ある一定の地域を設定し車両の制限を設け、そのエリアを歩いて、買い物や食事をするなど歩くことに特化した街づくり構想である。

さて、本市においても、中心街では、高齢化が進んでいくと予想される。また、独居老人や老夫婦は、思うように買い物ができないなど何をしても人に頼らざるを得ない状況がある。

そこで質問するが、現在でも、行政としてお年寄りが安心して暮らしていけるような施策を行っていると思われるが、どのようなものがあるのかお聞きする。

●1回目の市長答弁

本市の高齢化率も平成26年4月1日現在25・1%、独居高齢者や高齢者夫婦世帯数も増加している。

本市としては、高齢者が安心して生活ができるよう電話サービスや訪問等安全なひとり暮らしをサポートする各種事業や、転倒予防等の筋力アップ事業など健康づくり事業も展開し、高齢者が健康で自立した生活を営めるよう、様々な支援

を進めているところである。また、高齢者等の通院や買い物の足となる公共交通として、タウンスニーカーがあり、多くの高齢者をはじめ市民の皆様の通院、通学、買い物の足として年間約8万人の方々に利用していただいている。

引き続き、多くの方に御利用いただけるよう市民の皆様との身近な公共交通バスとして、さらに利便性が向上するよう努めていく。

●2回目の質問

将来介護を必要とする方がますます増加し、在宅介護が必要とされてくる。10年20年先を考えた時、その受け皿を作っておく必要があるのではないかと。現在、本市では、中心街にお年寄りの福祉向上を目的とした施設建設を予定している。お年寄りの方が、そこに住み、安心して買い物や食事ができるなど自力で生活が送れるにする必要がある。

そこで質問するが、国内でも数か所しか実施されていない、このようなお年寄りの方にやさしい街づくりをコンセプトとした、このコンパクトシティ構想について、当局の見解を求める。

●2回目の市長答弁

まず、コンパクトシティの概念についてであるが、生活に必要な諸機能が近接

した効率的で持続可能な都市、若しくはそれを目指した都市政策と認識している。本市は、概ね半径3・5km以内に、市民の皆様が居住している現状から、本市は既に市街地の形の上ではコンパクトシティという性格を有しているものと考え

このコンパクトシティの考え方は、都市計画マスタープランにおいても、「商業施設、公共機関、医療、保健、福祉施設などの都市機能の集積、市街地のバリアフリー化、公共交通機関の利便性向上などにより、高齢者や障害者をはじめ誰もが暮らしやすい都市づくりを進める」として位置付け、都市計画の基本的な姿勢を明確にしている。

本市にとつて、タウンスニーカーの整備や、老人福祉センター機能を有する（仮称ふれあい庵）の整備事業を実施すること等が、既にコンパクトシティの概念を具現化した事業であると認識している。

子宮頸がん予防ワクチンの接種後の副反応の調査の実施について

●1回目の質問

子宮頸がん予防ワクチンは、いろいろな副反応があり、定期接種と定めてから

2か月後の平成25年6月にその接種勧奨は一時中止となっている。これまで、全国で7か所の市町村で副反応の実態調査行われ、その結果、約40%の方になんらかの副反応らしき症状があらわれたという結果が出ている。

本市においても、接種したあと、なんらかの副反応の症状が起きている可能性があるのではないかと非常に危惧している。

そこで、質問にするが、本市において、この子宮頸がん予防ワクチンの接種が始まってから今日まで、何人の方が接種されているのか。未だ、副反応の疑いがあると報告を受けていないのか。仮に報告を受けているならば、どのような症状であるのか伺いたい。

●1回目の市長答弁

子宮頸がん予防ワクチンは、原因とされるウィルス感染の予防に有効であることから、本市では、平成22年7月からワクチン接種を開始している。勝俣議員御発言のとおり、このワクチンについては、接種後の持続的な疼痛等が見られたことから、平成25年6月の国の通知により、副反応の適切な情報提供ができるまでの間、希望者のみ接種できる体制としている。

いずれにしても、市民の皆様健康に関わることで

あるので、健康被害が発生しないよう十分な配慮に努めていく。

●市民生活部長答弁

まず、子宮頸がん予防ワクチンの接種者数についてであるが、平成22年7月から現在まで延べ3117人の女子児童・生徒がワクチン接種を受けている。次に、ワクチン接種後の副反応の報告であるが、現在までに副反応についての報告は受けていない。

●2回目の質問

全国的に見ると、接種後に心身の異変があり、いまだ改善していない方も多くいることも事実である。

本市において、接種した方に本当に影響が残ったのかという疑問が残る中で、副反応と疑われる症状があるかどうか実地調査が必要だと考える。また症状が現れた時の手続きの周知が必要となる。

そこで、子宮頸がんワクチンの副反応と疑われる症状についての実地調査を市として行っていただけなのか、また、副反応と疑われる症状があらわれた場合の手続きの方法等について、広報並びにホームページ等で周知していただけるのか2点をお聞きする。

●市民生活部長答弁

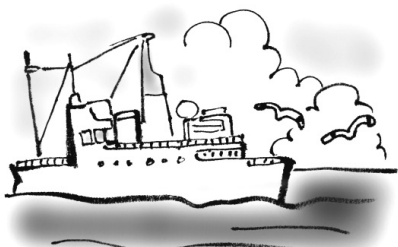
まず、ワクチンの副反応

と疑われる症状の実地調査は、既に文部科学省が、平成25年6月に全国の中学校高等学校等を対象に調査をしている。その結果、本市においては、副反応と思われる症状は出ていない。

また、先ほど答弁したとおり、平成25年6月の国の通知により、希望者のみが接種できる体制となっていることから、現状においては、実地調査は必要ないものと考え

次に、副反応と疑われる症状が表れた場合の手続きの周知についてであるが、既に、予防接種の予診票を配布する際に、健康被害が発生した場合の手続きについて保護者の皆様には周知をしている。

今後においても、より具体的な手続き等を広報やホームページ等で周知を行っていく。



■ 議案等の処理結果（6月定例会）（賛成○ / 反対● / 欠席 / 賛成討論者 / 反対討論者）

議案番号	案 件	等 付託委員会	渡辺 嘉男	太田 利政	奥脇 和一	宮下 豊	渡辺 忠義	渡辺 孝夫	宮下 正男	渡辺 利彦	戸田 元	及川 三郎	渡辺 幸寿	勝俣 米治	横山 勇志	佐藤 秀明	桑原 守雄	小俣 光吉	渡辺 貞治	前田 厚子	羽田 幸寿	勝俣 大紀	審議結果
報告第1号	専決処分報告について(富士吉田市税条例等の一部改正)	6/11 報告	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認
報告第2号	専決処分報告について(富士吉田市国民健康保険税条例の一部改正)	6/11 報告	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認
報告第3号	専決処分報告について(平成25年度富士吉田市一般会計補正予算第10号)	6/11 報告	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認
報告第4号	専決処分報告について(平成25年度富士吉田市下水道事業特別会計補正予算第4号)	6/11 報告	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認
報告第5号	継続費繰越計算書について(平成25年度富士吉田市一般会計予算)	6/11 報告	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	報告
報告第6号	繰越明許費繰越計算書について(平成25年度富士吉田市一般会計予算)	6/11 報告	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	報告
報告第7号	事故繰越し繰越計算書について(平成25年度富士吉田市一般会計予算)	6/11 報告	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	報告
報告第8号	繰越明許費繰越計算書について(平成25年度富士吉田市下水道事業特別会計予算)	6/11 報告	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	報告
報告第9号	予算繰越計算書について(平成25年度富士吉田市立病院事業会計予算)	6/11 報告	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	報告
議案第36号	富士吉田市税条例の一部改正について	総務 経済	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第37号	住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域内の住居表示の方法に	文教 厚生	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第38号	平成26年度富士吉田市一般会計補正予算(第1号)	総務 経済	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第39号	工事請負契約の締結について(防衛関係事業(8条) 仮称)下吉田中央コミュニティセンター新築(建築主体)	6/27 即決	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第40号	工事請負契約の締結について(防衛関係事業(8条) 富士吉田市立歴史民俗博物館リニューアル(建築主体)工事)	6/27 即決	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第41号	工事請負契約の締結について(富士吉田市宮西丸尾団地建設(建築主体)工事(第2期))	6/27 即決	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第42号	富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合規約の変更について	6/27 即決	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第43号	富士吉田市監査委員の選任について	6/27 即決	○	○	○	○	-	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	同意
議案第44号	富士吉田市固定資産評価審査委員会委員の選任について	6/27 即決	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	同意
議案第45号	人権擁護委員の推薦について	6/27 即決	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	同意
選任第1号	富士吉田市議会運営委員会委員の選任について		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	選任
選任第2号	富士吉田市議会常任委員会委員の選任について		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	選任
選挙第1号	富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合会議員の補欠選挙について	指名 推薦	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
選挙第2号	富士五湖広域行政事務組合議会議員の補欠選挙について	指名 推薦	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	富士吉田市議会議長の辞職について		○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	許可
選挙第3号	富士吉田市議会議長の選挙について	指名 推薦	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	富士吉田市議会副議長の辞職について		○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	許可
選挙第4号	富士吉田市議会副議長の選挙について	指名 推薦	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

■ 議案等の処理結果（7月臨時会）（賛成○ / 反対● / 欠席 / 賛成討論者 / 反対討論者）

議案番号	案 件	等 付託委員会	渡辺 嘉男	太田 利政	奥脇 和一	宮下 豊	渡辺 忠義	渡辺 孝夫	宮下 正男	渡辺 利彦	戸田 元	及川 三郎	渡辺 幸寿	勝俣 米治	横山 勇志	佐藤 秀明	桑原 守雄	小俣 光吉	渡辺 貞治	前田 厚子	羽田 幸寿	勝俣 大紀	審議結果
議案第46号	富士吉田市農業委員会委員(選任による委員)の推薦について	7/3 即決	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決

委員会に付託された議案等の内容については、“委員会の審査から”をご覧ください。
 即決案件、報告案件の内容については、“即決案件・報告案件の内容”をご覧ください。